

第7回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月5日(水) 午後3時00分から午後3時42分

2. 開催場所 おりなす八女小ホール

3. 出席農業委員(20名)

2番	鵜木 利通	3番	松尾 健一	4番	牛嶋 徹也
5番	小川 哲郎	7番	馬場 康浩	8番	大坪 知美子
9番	中島 秀徳	10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男
12番	入江 保生	13番	高山 和典	14番	今村 嗣範
15番	増永 勝広	16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔
18番	中村 善徳	20番	中村 輝義	22番	三宅 覚
23番	池尻 律芳	24番	國武 覚		

4. 出席最適化推進委員(41名)

1番	樋口 重樹	2番	橋爪寿賀夫	3番	平井 照也
4番	牛嶋由美子	5番	樋口 祐二	6番	中島 敏彦
7番	隈本 俊光	8番	服部 正文	9番	末石 敏和
10番	下川 栄一	11番	牧口 武	12番	上村 洋治
13番	中嶋 壽敏	14番	松延 清隆	15番	室園 千秋
16番	延 和洋	17番	井上 健吾	19番	松崎 保元
20番	井上 元己	21番	一ノ瀬健次	22番	八田 久男
24番	田形 隆徳	25番	中島 清隆	26番	堤 政信
28番	井手 洋一	29番	橋村 茂實	30番	田中 勝之
31番	水本 敏明	32番	野中 敏成	33番	井上 昌彦
34番	森 義則	35番	古庄 秀司	36番	野中 円三
37番	平 和宣	38番	原 義博	39番	塩塚 義治
41番	栗原 英喜	42番	栗原嘉寿秀	43番	山口 史登
44番	末崎 博利	45番	森松 利博		

5. 欠席委員 農業委員(4名)

1番	月足 靖彦	6番	角 秀次	19番	茅島 澄雄
21番	田村 一彦				

6. 欠席委員 最適化推進委員(4名)

18番	久木原秀登	23番	加藤 龍一	27番	仁田原政美
40番	東 正洋				

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 37号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 38号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第 13号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第 39号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 40号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
黒木支所 渡部 真弓 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃
花 上陽支所 松尾 誠 近藤 大生 星野支所 橋本 祐助 山口 輝信
矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 みなさんこんにちは。本日は月足会長が欠席の為、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び、八女市農業委員会規則第19条に基づき月足会長に変わり、会長職務代理者である私、鶴木が議長の職務を代理致します。本日は令和5年第7回農業委員会総会を開催いたしましたところ、委員各位には大変忙しい中ご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より農業委員会総会を開催いたします。

（議長着席）

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 20名、

農地利用最適化推進委員 41名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議 長	<p>日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番 松尾健一委員、5番 小川哲郎委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>事務局より案件の朗読をお願いします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり、報告2件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については10件です。総合計については、5ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地51筆のうち田6筆、畑45筆、合計面積44.583㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>1 番についてご説明いたします。申請地、八女市岩崎字野口 8 3 1 番、登記・現況ともに畑、面積 7 1 m² 外 1 筆 合計面積 5 5 5 m²。譲り渡し人、八女市黒木町大淵の〇〇氏の経営縮小と、譲り受け人、八女市岩崎の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明いたします。申請地、八女市川犬字下畔町 7 1 3 番 2、登記・現況ともに田、面積 4 5 7 m² 外 2 筆 合計面積 4, 1 2 9 m²。譲り渡し人、八女市稲富の〇〇氏の経営縮小と、譲り受け人、八女市川犬の〇〇氏の借入地の取得ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 番についてご説明いたします。申請地、八女市忠見字圀 6 5 2 番、登記・現況ともに畑、面積 1 7 1 m²。譲り渡し人、柳川市西浜武の〇〇氏の農業廃止と、譲り受け人、八女市忠見の〇〇氏の相手方の要望</p>

<p>議長</p>	<p>ということでの所有権移転売買の申請です。申請地は、譲り受け人である〇〇氏の自宅裏に位置しており、以前より〇〇氏が農地の管理をされておりました。農地取得後は自家消費分の野菜及び果樹を作付けされる予定です。以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>4番についてご説明いたします。申請地は上陽町下横山字藤原1906番、登記・現況ともに畑、面積553㎡、他2筆、合計面積900㎡。</p> <p>この土地を、譲り渡し人、八女市岩崎の〇〇氏の経営縮小と譲り受け人、那覇市久米の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p> <p>今回の申請については、空き家に付属した農地を取得され上陽町に移住し農作業される予定になっております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>5番についてご説明いたします。申請地は上陽町上横山字高ノ平3827番2、登記・現況ともに畑、面積1256㎡。この土地を、譲り渡し人、山鹿市鹿本町の〇〇氏の経営縮小と譲り受け人、大川市鐘</p>

議 長	<p>ヶ江の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地は黒木町木屋字楮原808番1、登記・現況ともに田、面積69㎡、他1筆、合計面積170㎡。</p> <p>この土地を、譲り渡し人、八女市黒木町木屋の〇〇氏の経営縮小と譲り受け人、八女市黒木町木屋の〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は立花町谷川字四方堂138番1、登記・現況ともに田、面積993㎡。</p> <p>譲り渡し人である立花町谷川〇〇氏の高齢による経営縮小と、譲り受け人である立花町原島〇〇氏の経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市星野村字宮蔵村上13287番、登記・現況ともに、 田、面積229㎡他1筆、合計面積781㎡。譲り渡し人八女市星野 村の〇〇氏の経営縮小と、譲り受け人八女市星野村の〇〇氏の経営拡 大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明をお願いします。</p> <p>9番についてご説明いたします。八女市川犬字柿園107番1、登 記・現況ともに畑、面積774㎡ 外1筆 合計面積1,419㎡。 譲り渡し人、八女市稲富の〇〇氏の経営縮小と、譲り受け人、八女市 川犬の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転贈与の申請で す。申請地は、譲り受け人である〇〇氏の自宅近くであり、以前より 〇〇氏が農地の管理をされておりました。農地取得後は自家消費分の 野菜と梅を作付けされる予定です。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

事務局	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明をお願いします。</p> <p>10番についてご説明いたします。申請地は黒木町笠原字釈形8639番2、登記・現況ともに畑、面積91㎡。この土地を、譲り渡し人、久留米市諏訪野町の〇〇氏の経営縮小と譲り受け人、八女市黒木町笠原の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明します。申請地は黒木町笠原字増目木7582番、登記・現況ともに田、面積80㎡、他4筆、合計面積417㎡。この土地を、譲り渡し人、八女市前古賀の〇〇氏の農業廃止と譲り受け人、八女市黒木町笠原の〇〇氏の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>12番についてご説明いたします。申請地は立花町遠久谷字大宮司田369番2、登記・現況ともに畑 面積5,326㎡、他4筆 合計面積24,884㎡。</p> <p>譲り渡し人である立花町遠久谷〇〇氏の子への贈与と、譲り受け人である立花町遠久谷〇〇氏の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>9ページをお願いします。</p> <p>議案第38号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。</p> <p>今回は、所有権移転の案件が1件ございます。</p> <p>番号1番、申請地は八女市室岡字中ノ沢1337番8、登記・現況ともに田、面積21㎡。こちらを、八女市室岡の〇〇氏より八女市今福の農事組合法人〇〇へ売買により所有権移転されるものです。農事組合法人〇〇は平成21年から農地所有適格法人として農地の権利を取得され、農業経営をされております。農地所有適格法人の要件であります「法人形態要件」、「事業要件」、「議決権要件」、「役員要件」の4点については、毎年報告書にて確認しており、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて10ページをお願いします。</p> <p>報告第13号 農地法施行規則第29条の規定による報告について事務局より説明をお願いします。</p> <p>申請地の場所は、上陽地区大字上横山、県道田主丸黒木線から、満治・西獄線に入り北に約50m進んだ先の農地です。申請人は八女市龍ヶ原の〇〇氏です。申請地の所在地番は、上陽町上横山字満治1425番1、登記・現況ともに畑、他2筆、合計面積1,288㎡のうち679.5㎡について農道の新設及び拡幅を行うものです。</p> <p>本案件については農地を農業用施設に転用する場合のうち、自己の農地の利用または保全上必要な施設に転用する場合は、その転用面積に関係なく許可を要しないことという農地法施行規則第29条第1号に基づき申請されているものでございます。今回の農地については、自作地であり、隣接農地の同意もあります。以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。11ページをお願いします。</p> <p>議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番と13ページの農地法第5条の規定による許可申請書の処理についての7番は同一案件ですので、一括して審議いたします。</p> <p>事務局より説明と現地確認の調査報告をお願いします。</p>
事務局	<p>11ページ、1番の4条申請と13ページ、7番の5条申請について、合わせてご説明します。</p> <p>申請地は、八女市黒木町本分にあります、八女市豊岡運動場の西側にある株式会社〇〇の駐車場に隣接する農地となります。</p> <p>今回の申請は、現在、福岡県が進めている国道442号線バイパスの道路工事の道路用地として、株式会社〇〇が利用している駐車場の一部が買収・収用されることにより、その代替えの駐車場用地として利用するための申請です。</p> <p>まず11ページ、1番の4条の申請地は黒木町本分字平1628番1、登記・現況とも畑、面積は375㎡。この土地を八女市黒木町本分の〇〇氏が、駐車場用地として利用するための申請です。</p>

	<p>続きまして、13ページ、7番の5条申請についてご説明します。</p> <p>申請地は黒木町本分字堤1621番1、登記・現況ともに田、面積は722㎡、外2筆、合計面積1,693㎡。譲り渡し人は、八女市黒木町本分の〇〇氏ほか5名です。この土地を同じく、八女市黒木町本分の〇〇氏が、駐車場用地として利用するための申請です。4条・5条の本申請及び非農地部分を含めた全体計画面積は3,034㎡です。</p> <p>農地の区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>隣接する農地の承諾と水利委員さんの承諾もとれています。</p> <p>6月27日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下および新設される国道442号線の側溝に排水されます。排水に関して特段問題ないと確認しております。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決をいたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。12ページをお願いします。</p> <p>議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について事務局より番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市役所より北西へ300mほど進んだ農地です。</p> <p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は八女市本村字四井手425番191の6、登記田、現況畑、面積は259㎡、外4筆 合計面積2571㎡。</p> <p>この土地を八女市本村の学校法人〇〇が、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありますが、本人所有地で不要です。水利の承諾はとれています。</p>

<p>議 長</p>	<p>6月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水について、1箇所目は北側水路へ、2箇所目は南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>2番についてご説明いたします。申請地は、八女市馬場にありますが八女市総合体育館より南西へ300mほど進んだ農地です。 農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。 申請地は八女市馬場字西屋敷679番1、登記・現況ともに畑、面積115㎡、全体計画面積548.91㎡。 この土地を八女市馬場の〇〇氏・〇〇氏が八女市井延の〇〇氏から譲り受けられて専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。 6月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに北西側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>3番についてご説明いたします。</p> <p>申請地は、八女市納楚にあります国道442号線の寺田交差点より西へ50mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。</p> <p>申請地は八女市納楚字船底499番1、登記・現況ともに田、面積132㎡。</p> <p>この土地を福岡県久留米市荒木町荒木の〇〇氏が八女市納楚の〇〇氏から譲り受けられて貸事務所用地として利用するための申請です。</p> <p>隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>6月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道に排水され、雨水は南側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p> <p>4番についてご説明いたします。申請地は、八女市本町にあります福岡県立八女農業高等学校より南へ200mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接</p>

	<p>続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>申請地は八女市高塚字六反田243番6、登記・現況ともに田、面積196㎡、他1筆、合計面積1039㎡。</p> <p>この土地を八女市本町の〇〇氏が八女市高塚の〇〇氏から譲り受けられまして、専用住宅及び店舗用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>6月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で西側水路に排水され、雨水も同様。に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は、国道442号線の蒲原北交差点より南へ300mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は4番と同じです。</p> <p>申請地は八女市蒲原字高良1414番7、登記・現況ともに田、面積72㎡。</p> <p>この土地を八女市蒲原の〇〇氏と〇〇氏が八女市蒲原の〇〇氏から譲り受けられまして、通路用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、条件付水利の承諾もとれています。この土地の中央に東西に側溝が埋まっているが、これには絶対に雨水を流さないことと条件が付されていきました。水利委員に確認したところ現在側溝は使用しておらず、隣接する田に雨水が流入しないようにということでしたので雨水は北側側溝へ排水される計画ですので問題はないと思われま</p>

<p>議 長</p>	<p>6月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>6番についてご説明いたします。申請地は、国道442号線の蒲原北交差点より南へ300㎡ほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、第1種農地と判断します。内容は4番と同じです。</p> <p>申請地は八女市蒲原字高良1414番5登記・現況ともに田、面積255㎡。</p> <p>この土地を八女市蒲原の〇〇氏が八女市蒲原の〇〇氏から譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、条件付水利の承諾もとれています。条件は5番と同じです。6月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議ありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>次の番号7番は審議済みです。</p> <p>続いて番号8番を事務局より説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。申請地は、立花町兼松で八女市立花町総合保健福祉センターかがやきより南東側に400mほどの1級河川辺春川の右岸側沿いに位置する農地です。</p> <p>農地の区分は、宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であるため、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は立花町兼松字源田152番1、登記・現況ともに畑、面積270㎡。</p> <p>この土地を八女市吉田の〇〇氏より、立花町兼松の〇〇氏へ所有権移転売買をされ、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地については、所有者が死亡されていますが相続人が不明であるため、同意を取ることができない状況でしたが、隣接している部分は田の排水路部分であり、今回の農地転用ではこの部分は扱わないため、営農に影響はないと判断しています。なお、水利の承諾はとれています。</p> <p>6月23日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、敷地の南西側の枡から暗渠へ排水される計画です。雨水も同様に排水される計画であり、特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ありませんので本案件を許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号9番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地は、八女市役所立花支所より南西側に800mほどに位置する農地です。</p> <p>農地の区分は、8番と同じ理由により、第3種農地と判断します。</p> <p>申請地は立花町山崎字西柳葉590番1、登記・現況ともに田、面積347㎡。</p> <p>この土地を立花町山崎の〇〇氏より、立花町北山の〇〇氏へ所有権移転売買をされ、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接地は宅地のみであり、営農に影響はないと判断しています。なお、水利の承諾はとれています。</p> <p>6月23日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、敷地の南西側の柵から暗渠へ排水される計画です。雨水も同様に排水される計画であり、特段問題はないと確認しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議ありませんので本案件を許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>以上で議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって本日の会議を終了いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>